ACSES ニュースレター_２２４７号（2022 年 1 月 21 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（45 頁）―

□ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の公布及びプラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引きについて〈環境省〉
① ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 24 号）〈官報〉
② ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（政令第 25 号）〈官報〉
③ ◇排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令（内閣府・デジタル庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）〈官報〉
④ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）〈官報〉
⑤ ◇特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）〈官報〉
⑥ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（経済産業省・環境省令第１号）〈官報〉
⑦ ◇分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境省令第１号）〈官報〉
⑧ ◇プラスチック使用製品設計指針（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）〈官報〉
⑨ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（経済産業省・環境省告示第２号）〈官報〉
◇使い捨てプラスチック商品　削減対象決まる〈放送報道〉

繁縷（ハコベ）

****

□ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の公布及びプラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引きについて

＜環境省　2022 年 1 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/110432.html

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）に係る施行令等（政令２件、省令・命令５件、告示２件）が本日公布されました。また、これに併せ、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を作成しましたので、お知らせします。

１．　施行令等の内容

令和３年６月11日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号。以下「法」）という。）の規定に基づき、法に係る施行令等が本日公布されました。施行令等の主な内容は、以下のとおりです。

（１）政令

（イ）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令」（別紙１・２参照）

設計認定等の申請に係る手数料の額、特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種、分別収集物の再商品化に必要な行為等の委託の基準等を定める。

（ロ）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令」（別紙３参照）

法の施行期日を令和４年４月１日とする。

（２）省令・命令

（イ）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則」（別紙４参照）

再商品化計画、自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画の認定等に係る各種手続などの細則を定める。

（ロ）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令」（別紙５参照）

プラスチック使用製品の設計について主務大臣の認定を受けるために必要な申請手続及び設計調査を行う指定調査機関への指定の申請に係る手続等の細則を定める。

（ハ）「特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令」（別紙６参照）

特定プラスチック使用製品提供事業者が、特定プラスチック使用製品の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置について、判断の基準となるべき事項等を定める。

（ニ）「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」（別紙７参照）

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者が、排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置について、判断の基準となるべき事項等を定める。

（ホ）「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（別紙８参照）

分別収集物の基準、指定法人が分別収集物の再商品化を委託する場合の基準、認定自主回収・再資源化事業者がプラスチック使用製品の再資源化を委託する場合の基準及び認定再資源化事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を委託する場合の基準を定める。

（３）告示

（イ）「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（別紙９参照）

プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定める。

（ロ）「プラスチック使用製品設計指針」（別紙10参照）

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針を定める。

２．施行令等の施行日

法の施行の日（令和４年４月１日）より施行する。

３．「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」の公表（別紙11参照）

法に基づき市区町村がプラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を指定法人に委託する場合、１．（２）（ホ）の分別収集物の基準に従って、市区町村毎の分別の基準を定め、分別収集を行う必要があります。今般、市区町毎の基準を定める際の参考としていただくものとして、１．（２）（ホ）の分別収集物の基準を補完・解説する手引きを作成しました。指定法人に委託せずに再商品化計画に基づきリサイクルを実施する市区町村においても、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考にしてください。

添付資料

別紙１　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令　②

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117359.pdf

別紙２　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令新旧対照条文
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117360.pdf
別紙３　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令　①
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117361.pdf
別紙４　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則　⑥
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117362.pdf
別紙５　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令　④
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117363.pdf
別紙６　特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令　⑤
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117379.pdf
別紙７　排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令　③
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117365.pdf
別紙８　分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令　⑦
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117366.pdf
別紙９　プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針　⑨
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117367.pdf
別紙10　プラスチック使用製品設計指針　⑧
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117368.pdf
別紙11　プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117382.pdf
---

① ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 24 号）
［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130005f.html

あらまし
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 24 号）（環境省）
　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六〇号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
　御　名　　御　璽
　令和４年１月 19 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 24 号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

　内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　　岸田　文雄
財務大臣　　鈴木　俊一
厚生労働大臣　　後藤　茂之
農林水産大臣　　金子原二郎

経済産業大臣　　萩生田光一
環境大臣　　山口　　壮

---

② ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（政令第 25 号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　5～9 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130005f.html

あらまし
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（政令第 25 号）（環境省）
１　燃料として利用される製品
　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとすることとした。
㈠　分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
㈡ 炭化水素油
㈢ 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス（第一条関係）
２ 設計認定等に係る手数料の額等
㈠ 指定調査機関の指定の更新の期間は、三年とすることとした。（第二条関係）
㈡ 設計認定又は法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が納める手数料の額について、所要の規定を設けることとした。（第三条関係）
㈢ 指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の主務大臣による認可について、所要の規定を設けることとした。（第四条関係）
３　特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種法第二八条第一項の政令で定めるプラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるものであって、主としてプラスチック製のものに限る。）及び同項の政令で定める業種を定めることとした。（第五条関係）
４　特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件等
㈠　勧告等の対象となる特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとした。（第六条関係）
㈡　法第三〇条第四項の審議会等で政令で定めるものを、主務大臣ごとに定めることとした。（第七条関係）
５　認定再商品化計画に係る再商品化に必要な行為の委託の基準等
㈠　法第三三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人を定めることとした。（第八条関係）
㈡　認定市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を再商品化実施者に委託する場合の基準を定めることとした。（第一一条関係）
６ 分別収集物の再商品化に必要な行為の委託の基準等
㈠　市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を指定法人に委託する場合の基準を定めることとした。（第九条関係）
㈡　指定法人が市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を他人に再委託する場合の基準を定めることとした。（第一〇条関係）
７ 認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準等
㈠ 法第三九条第二項第二号及び第三号並びに同条第三項第三号ホ及びヘの政令で定める使用人を定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）
㈡　認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定自主回収・再資源化事業計画に記載された法第三九条第二項第五号に規定する者に委託する場合の基準を定めることとした。（第一四条関係）
８　多量排出事業者の要件等
㈠　法第四四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。

⑴　常時使用する従業員の数が二〇人以下の個人及び法人その他の団体であって、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
⑵　常時使用する従業員の数が五人以下の個人及び法人その他の団体であって、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの（第一五条関係）
㈡　勧告等の対象となる多量排出事業者の要件は、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二五〇トン以上であることとした。（第一六条関係）
㈢　法第四六条第五項の審議会等で政令で定めるものを、主務大臣ごとに定めることとした。（第一七条関係）
9　認定再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準等
㈠　法第四八条第二項第二号及び第三号並びに同条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人を定めることとした。（第一八条及び第一九条関係）
㈡　認定再資源化事業者（法第四八条第一項第二号に掲げる者に限る。）が認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。）を認定再資源化事業計画に記載された法第四八条第二項第六号に規定する者に委託する場合の基準を定めることとした。（第二〇条関係）
10　権限の委任
法に規定する主務大臣の権限のうち、地方支分部局の長に委任する権限を定めることとした。（第二一条関係）
11　施行期日等（附則関係）
㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。
㈡　この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和４年１月 19 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 25 号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第八 項第一号、第十五条第一項、第二十六条、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十三条第三項第四号ニ及びホ、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第二項、第三十九条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びへ、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十六条第一項及び第五項、第四十八条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びへ、第五十一条第二項並びに第五十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（燃料として利用される製品）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。
一　分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
二　炭化水素油
三　水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

（指定調査機関の指定の有効期間）

第二条　法第十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（設計認定等の申請に係る手数料の額）

第三条　法第二十六条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一　主務大臣が設計調査の全部を自ら行う場合イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　設計認定を受けようとする者一万五千九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関す

る法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。ロにおいて同じ。）による場合にあっては、一万四千四百円）

ロ　法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者一万六百円（電子申請による場合にあっては、九千百円

二　主務大臣が指定調査機関に設計調査の一部を行わせることとした場合別に政令で定める額（指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の認可）第四条法第二十六条第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び設計調査の業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

２　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該設計調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種）

第五条　法第二十八条第一項の政令で定めるプラスチック使用製品は、次の表の中欄に掲げる製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるものであって、主としてプラスチック製のものに限る。）とし、同項の政令で定める業種は、当該製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	製　品	業　種
一	フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー及び飲料用ストロー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）、飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。）、宿泊業、飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業
ニ	ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ及び歯ブラシ	宿泊業
三	衣類用ハンガー及び衣類用カバー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）及び洗濯業

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件）

第六条　法第三十条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとする。

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第七条　法第三十条第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	厚生科学審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

（再商品化計画に係る分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の使用人）

第八条　法第三十三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人は、同条第二項第六号に規定する者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次条第一号ロ及びハを除き、以下同じ。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（分別収集物の再商品化に必要な行為の委託の基準）

第九条　法第三十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定法人が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）

第七条第五項第四号ロ、ホ又はへのいずれかに該当する者

ロ　法又は法に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法第三十六条第二項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ　その役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。）のうちにロ若しくはニ又は廃棄物処理法第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者があるもの

⑴　主たる事務所又は従たる事務所

⑵　⑴に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第三十六条第二項に規定する行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

二　委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

三　委託契約には、指定法人が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十二条第一項の規定により指定を取り消されたとき、又は第一号に定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

（分別収集物の再商品化に必要な行為の再委託の基準）

第十条　法第三十六条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再委託契約は、書面により行い、当該再委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　再委託に係る分別収集物（法第三十二条の環境省令で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）の数量

ロ　分別収集物の運搬を再委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ　分別収集物の処分を再委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ　分別収集物の処分（最終処分（廃棄物処理法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下このニにおいて同じ。）を除く。）を再委託するときは、当該分別収集物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ホ　その他環境省令で定める事項

二　前号に規定する再委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（認定再商品化計画に係る再商品化に必要な行為の委託の基準）

第十一条　法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　分別収集物の再商品化に必要な行為（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三号及び第四号において同じ。）に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

二　分別収集物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、分別収集物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

三　委託契約には、再商品化実施者若しくはその施設が法第三十四条第四項第三号若しくは第四号に該当するに至ったとき、又は再商品化実施者が自ら分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する者でなくなったときは、認定市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

四　分別収集物の再商品化に必要な行為を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該分別収集物の再商品化に必要な行為の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

（自主回収・再資源化事業計画の認定の申請者の使用人）

第十二条　法第三十九条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、自主回収・再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第十三条　法第三十九条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準）

第十四条　法第四十一条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　あらかじめ、使用済プラスチック使用製品（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものに限る。次号イからハまでにおいて同じ。）を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第四十一条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が認定自主回収・再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　委託に係る使用済プラスチック使用製品の数量

ロ　使用済プラスチック使用製品の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ　使用済プラスチック使用製品の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ　その他環境省令で定める事項

三　前号に規定する委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（小規模企業者等）

第十五条　法第四十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　常時使用する従業員の数が二十人以下の個人及び法人その他の団体であって、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

二　常時使用する従業員の数が五人以下の個人及び法人その他の団体であって、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

（多量排出事業者の要件）

第十六条　法第四十六条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二百五十トン以上であることとする。

（多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十七条　法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	医療業にあっては社会保障審議会、医薬品製造業にあっては薬事・食品衛生審議会、その他の厚生労働大臣の所管に属する事業にあっては産業構造審議会及び中央環境審議会
農林水産大臣	農業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業及び飲食店にあっては食料・農業・農村政策審議会、漁業及び水産養殖業にあっては水産政策審議会、その他の農林水産大臣の所管に属する事業にあっては産業構造審議会及び中央環境審議会
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	建設業にあっては中央建設業審議会、その他の国土交通大臣の所管に属する事業

	にあっては産業構造審議会及び中央環境審議会
環境大臣	中央環境審議会

２　前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第四十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会及び中央環境審議会とする。

（再資源化事業計画の認定の申請者の使用人）

第十八条　法第四十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第十九条　法第四十八条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（認定再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準）

第二十条　法第五十一条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　あらかじめ、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第五十一条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が認定再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　委託に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の数量

ロ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハその他環境省令で定める事項

三　前号に規定する委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（権限の委任）

第二十一条　法第五十五条第六項の規定及び法第五十六条第三項の規定（多量排出事業者に係る部分に限る。）による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項並びに第五十六条第一項から第三項までの規定による農林水産大臣の権限は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

３　法に規定する経済産業大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第五十五条及び第五十六条第一項から第三項までの規定（法第五十五条第四項の規定にあっては、認定市町村に係る部分を除く。）による権限認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

二　法第五十五条第四項の規定（認定市町村に係る部分に限る。）による権限経済産業局長

４　法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項並びに第五十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

５　法に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第五十五条第四項から第七項まで並びに第五十六条第一項及び第三項の規定（法第五十五条第四項の規定にあっては認定市町村に係る部分を除き、法第五十六条第三項の規定にあっては多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長

二　法第五十五条第四項の規定（認定市町村に係る部分に限る。）による権限地方環境事務所長

６ 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第五十五条第六項の規定及び法第五十六条第三項の規定（多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限は、多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄する区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「の規定」を「並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第六号中「第六条の十二第一号又は」を「第六条の十二第一号、」に、「の規定」を「又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定」に改める。

（中央環境審議会令の一部改正）

第四条　中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。第一条第一項中「第三十三条第三項及び」を「第三十三条第三項、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十二号を第三十三号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の施行に関すること。

第六十五条に次の一号を加える。

十二　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関すること。

（社会保障審議会令の一部改正）

第六条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保障審議会（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（所掌事務）

第一条　社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第七条第一項に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第五条第一項の表医療分科会の項中「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定」に改め、同表福祉文化分科会の項中「、身体障害者福祉法」を「第八条第九項、身体障害者福祉法」に改める。

（厚生科学審議会令の一部改正）

第七条　厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。

第五条第一項の表生活衛生適正化分科会の項所掌事務の欄に次の一号を加える。

三　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第八条　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「(平成七年法律第百十二号）及び」を「(平成七年法律第百十二号)、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。

第六条第一項の表薬事分科会の項中「及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」を「、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第九条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項並びに」を「第二十五条第三項、」に、「の規定」を「並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第十条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項」の下に「、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号)」を加える。

第六条第一項の表産業技術環境分科会の項第六号中「資源の有効な利用の促進に関する法律及び」を「資源の有効な利用の促進に関する法律、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第十一条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和十三年法律第七十一号）及び」を「(昭和十三年法律第七十一号)、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。

第六条第一項の表観光分科会の項中「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定」に改める。

（水産政策審議会令の一部改正）

第十二条　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「水産政策審議会（以下「」及び「」という。)」を削り、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（所掌事務）

第一条　水産政策審議会（以下「審議会」という。）は、水産基本法第三十六条に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

---

③ ◇排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令（内閣府・デジタル庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）

［官報］ 令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　13～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130013f.html

○内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令を次のように定める。

令和４年１月 19 日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
防衛大臣　岸　信夫

排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令

（プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の原則）

第一条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動において使用するプラスチック使用製品の安全性、機能性その他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、次に定めるところにより、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施するものとする。ただし、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

一　プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制すること。

二　プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出するに当たっては、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等の促進に資するよう適切に分別すること。

三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、再資源化を実施すること

２　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができないものであって、熱回収（使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。以下同じ。）を行うことができるものについては、熱回収を行うものとする。

３　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部の再資源化等を当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができるものとする。ただし、熱回収に係る委託については、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部であって、再資源化を実施することができないものに限る。

（プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制）

第二条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進するに当たっては、主として次

に掲げる措置を講ずるものとする。

一　プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、プラスチック使用製品に係る原材料の使用の合理化を行うこと、プラスチック使用製品産業廃棄物等の端材の発生を抑制すること、プラスチック使用製品産業廃棄物等の端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用することその他の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること

二　流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、簡素な包装を推進すること、プラスチックに代替する素材を活用することその他の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること。

三　その事業活動において使用するプラスチック使用製品について、なるべく長期間使用すること、過剰な使用を抑制すること、部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用することその他のプラスチック使用製品の使用の合理化を行うことによりプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること。

（プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等）

第三条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を行うに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を著しく阻害するおそれのあるものの混入を防止すること。

二　その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する自らの工場又は事業場の周辺地域においてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合、プラスチック使用製品産業廃棄物等に人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はそのおそれがある場合その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、熱回収を行うこと。

三　自らプラスチック使用製品産業廃棄物等の熱回収を行うに当たっては、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと。

四　プラスチック使用製品産業廃棄物等の熱回収を委託するに当たっては、委託先として可能な限り効率性の高い熱回収を行う者を選定すること。

五　プラスチック使用製品産業廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

（多量排出事業者の目標の設定及び情報の公表等）

第四条　多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を行うため、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

２　多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び前項の規定により定める目標の達成状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

（排出事業者の情報の提供）

第五条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、当該再資源化等を受託した者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供するものとする。

２　排出事業者（多量排出事業者を除く。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

（加盟者におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進）

第六条　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（次項及び第十条において

「本部事業者」という。）は、当該事業に加盟する者（以下この条及び第十条において「加盟者」という。）の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

２　加盟者は、前項の規定により本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めるものとする。

（教育訓練）

第七条　排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとする。

（排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握及び管理体制の整備）

第八条　排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとする。

２　排出事業者は、前項に規定する記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

（関係者との連携）

第九条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めるものとする。

（約款の定め）

第十条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第五号及び附則において「法」という。）第四十六条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め

二　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

三　本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を加盟者が遵守するものとする定め

四　本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方針又は行動規範を加盟者が遵守するものとする定め

五　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、法に基づきプラスチックに係る資源循環の促進等のための措置を講ずる旨が記載された、本部事業者が定めたマニュアルを加盟者が遵守するものとする定め

附　則

この命令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

---

④ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130014f.html

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令を次のように定める。

令和４年１月 19 日

内閣総理大臣　　岸田　文雄
財務大臣　　鈴木　俊一
厚生労働大臣　　後藤　茂之

農林水産大臣　　金子原二郎
経済産業大臣　　萩生田光一
国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令

（設計認定の申請）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

（設計認定の申請書に添付すべき書類）

第二条　法第八条第三項の主務省令で定める書類は、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していることを説明した書類とする。

（設計調査の方法）

第三条　法第八条第五項の調査（法第九条第三項において準用する場合を含む。）は、職員二人以上によって行うものとする。

（設計認定の変更の認定等）

第四条　法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類は、様式第二によるものとする。

２　法第九条第二項の主務省令で定める書類は、第二条に規定する書類（法第八条第二項の申請書又は法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

（認定プラスチック使用製品を製造しなくなった場合の届出）

第五条　認定プラスチック使用製品製造事業者等は、認定プラスチック使用製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関への設計調査の申請）

第六条　法第十一条第三項の申請をしようとする者は、様式第三の申請書に第二条に規定する書類を添付し、又は様式第四の申請書に第四条第二項に規定する書類を添付して、指定調査機関に提出するものとする。

（指定調査機関による設計調査の結果の通知）

第七条　法第十一条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の申請に係るプラスチック使用製品の設計
三　設計調査の概要及び結果

（指定調査機関の指定の申請）

第八条　法第十二条の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の業務を行おうとする事務所の所在地
三　設計調査の業務を開始しようとする年月日
四　設計調査の業務の手順

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設計調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
四　申請者が法第十三条各号の規定に該当しないことを説明した書類
五　次に掲げる事項を記載した書類
　イ　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴
　ロ　組織及び運営に関する事項
　ハ　指定の申請に係る設計調査と類似する業務の実績

ニ　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要
ホ　設計調査の業務の実施に関する計画
ヘ　設計調査を行う者の氏名及び経歴
ト　その他参考となる事項

３　指定調査機関は、前項第五号イ、ニ又はへの事項に変更があった場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関が設計調査を適確に行うために必要な基準）

第九条　法第十四条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
二　法人にあっては、その役員の構成が設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四　その指定をすることによって、申請に係る設計調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定調査機関の指定の更新）

第十条　第八条第一項及び第二項並びに前条の規定は、法第十五条第一項の指定調査機関の指定の更新について準用する。

（指定調査機関の設計調査の業務の方法に関する基準等）

第十一条　法第十六条第二項の主務省令で定める基準は、申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合することについて、業務規程の定めるところにより、設計調査を行い、その結果を検証することにより確認することとする。

２　指定調査機関は、設計認定に係る設計（当該指定調査機関が行った設計調査に係るものに限る。）がプラスチック使用製品設計指針に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、その旨を速やかに主務大臣に通知するものとする。

（指定調査機関の名称等の変更の届出）

第十二条　指定調査機関は、法第十七条第一項の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　変更後の氏名若しくは名称若しくは住所又は設計調査の業務を行う事務所の所在地
二　変更しようとする年月日

（業務規程の認可の申請等）

第十三条　指定調査機関は、法第十八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書に業務規程を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定調査機関は、法第十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の業務規程を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第十四条　法第十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設計調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
二　設計調査の業務を行う事務所に関する事項
三　設計調査の業務の実施方法に関する事項
四　手数料の収納に関する事項
五　設計調査を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
六　設計調査の業務に関する秘密の保持に関する事項
七　設計調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
八　会計処理に関する事項

九　事業報告書の公開等に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか、設計調査の業務の実施に関し必要な事項
（設計調査の業務の休廃止の許可の申請）
第十五条　指定調査機関は、法第十九条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日
二　休止又は廃止の理由
（帳簿）
第十六条　法第二十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の申請を受けた年月日
三　設計調査の申請に係る業務
四　設計調査を行った年月日
五　設計調査を行った者の氏名
六　設計調査の概要及び結果
七　設計調査の結果の通知年月日
２　法第二十三条の帳簿は、設計調査の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。
３　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。
（設計調査の業務の引継ぎ）
第十七条　指定調査機関は、法第二十五条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　設計調査の業務の主務大臣への引継ぎ
二　設計調査の業務に関する帳簿及び書類の主務大臣への引継ぎ
三　その他主務大臣が必要と認める事項
（設計調査の業務の実施に要する費用の細目）
第十八条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第四条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。
附　則
１　この命令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。
２　命令の公布の日から起算して六月を経過する日の前日までの間は、第八条第二項第三号中「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度」とあるのは「申請の日の属する事業年度」と読み替えるものとする。
様式第１（第１条関係）　―認定申請書：省略―
様式第２（第４条第一項関係）　―変更認定申請書：省略―
様式第３（第６条関係）　―設計認定に係る設計調査申請書：省略―
様式第４（第６条関係）　―変更の認定に係る設計調査申請書：省略―
---

⑤ ◇特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　61 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130061f.html

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二十八条第一項及び第三十条第二項の規定に基づき、特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によ

るプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令を次のように定める。

令和４年１月19日　　厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令

（目標の設定）

第一条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、別表に定めるところにより、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

（特定プラスチック使用製品の使用の合理化）

第二条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するものとする。

一　商品の販売又は役務の提供に際しては、消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること、消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、その提供する特定プラスチック使用製品の使用について消費者の意思を確認すること、その提供する特定プラスチック使用製品について繰返し使用を促すことその他の措置を講ずることにより、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進すること。

二　薄肉化、軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること、適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること、繰返し使用が可能な製品を提供することその他の措置を講ずることにより、自らの特定プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること。

（情報の提供）

第三条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、店頭においてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示すること、特定プラスチック使用製品提供事業者自らが特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施する取組の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること、その提供する特定プラスチック使用製品にプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の重要性に関する表示を付すことその他の措置を講ずることにより、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供するものとする。

（体制の整備等）

第四条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずるものとする。

（安全性等の配慮）

第五条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、第二条に規定する取組を実施することにより特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、その提供する特定プラスチック使用製品に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮するものとする。

（特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等）

第六条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、その事業において特定プラスチック使用製品を提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、当該把握した情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

（関係者との連携）

第七条　特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、特定プラスチック使用製品提供事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めるものとする。

（加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化）

第八条　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（次項及び次条において「本部事業者」という。）は、当該事業に加盟する者（以下この条及び次条において「加盟者」という。）の事業において提供する特定プラスチック使用製品について、当該加盟者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めるものとする。

２　加盟者は、前項の規定により本部事業者が実施する特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための措置に協力するよう努めるものとする。

（約款の定め）

第九条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第五号及び附則において「法」という。）第三十条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　特定プラスチック使用製品に関し、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め

二　特定プラスチック使用製品に関し、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

三　本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を加盟者が遵守するものとする定め

四　本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方針又は行動規範を加盟者が遵守するものとする定め

五　特定プラスチック使用製品に関し、法に基づきプラスチックに係る資源循環の促進等のための措置を講ずる旨が記載された、本部事業者が定めたマニュアルを加盟者が遵守するものとする定め

附　則

この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。__

別表（第一条関係）

	特定プラスチック使用製品の提供量（ｔ）（①）	売上高、店舗面積その他の特定プラスチック使用製品の提供量と密接な関係をもつ値（②）	特定プラスチック使用製品の提供に係る原単位③＝①÷②）
基準年度　　年度			
目標年度　　年度			
変化率（%）			

---

⑥ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（経済産業省・環境省令第１号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　62～67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130062f.html

○経済産業省、環境省令第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和４年１月 19 日　　経済産業大臣　萩生田光一

環境大臣　山口　壮

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則

（再商品化計画に添付すべき書類）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の規定により再商品化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十一条第一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準

二　法第三十三条第二項第六号に規定する者が第六条第一号イ及びロに適合することを証する書類

三　法第三十三条第二項第六号に規定する者が同条第三項第四号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類

四　分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が第六条第二号イ及びロに適合することを証する書類

五　分別収集物の処分の用に供する施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

六　分別収集物の処分の用に供する施設が第六条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類七分別収集物の再商品化（法第二条第八項第二号に掲げる行為に限る。）を行う場合において、当該再商品化が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し八分別収集物を収集しようとする区域を示す図面

（プラスチック容器包装廃棄物）

第二条　法第三十三条第二項第一号の主務省令で定めるものは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）とする。

（再商品化計画の記載事項）

第三条　法第三十三条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条第二項第六号に規定する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　分別収集物を収集しようとする区域

三　分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法

四　分別収集物の再商品化において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　分別収集物の再商品化において法第三十三条第二項第六号に規定する者が当該申請に記載された再商品化の実施方法による処理を行うことが困難となった場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

（再商品化計画の内容の基準）

第四条　法第三十三条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　法第三十三条第二項第六号に規定する者に委託する業務の範囲及び当該者の責任の範囲が明確であり、かつ、当該者に対する監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

三　分別収集物の再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

四　分別収集物の再商品化の実施に関し生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

五　分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること。

六　法第三十一条第一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものが混入していないことを定めたものに限る。）に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講じていること。

七　分別収集物の再商品化により得られた物の品質を確保するための措置を講じていること。

八　分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳の算出方法が妥当であること。

九　分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること。

（再商品化計画の期間）

第五条　法第三十三条第三項第二号の主務省令で定める期間は、三年とする。ただし、法第三十四条第一項の変更の認定にあっては、同条第五項において準用する法第三十三条第三項の認定に係る再商品化計画に記載された同条第二項第二号に規定する期間の開始年月日から三年とする。

２　前項の規定にかかわらず、認定市町村が災害その他やむを得ない事由により認定再商品化計画に記載された法第三十三条第二項第二号に規定する期間内に分別収集物の再商品化を実施することが困難であるときは、主務大臣が認める場合に限り、当該期間は当該事由を勘案して主務大臣が定める期間とみなす。

（法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力等に係る基準）

第六条　法第三十三条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力に係る基準

イ　分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　分別収集物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　分別収集物の処分の用に供する施設に係る基準

イ　分別収集物の再商品化その他分別収集物の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入された分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（再商品化計画に係る情報提供等）

第七条　主務大臣は、法第三十三条第三項の認定又は法第三十四条第一項の変更の認定を行うに当たり必要な範囲で、指定法人に対して、容器包装再商品化法第二十二条の規定により指定法人が行う再商品化の実施状況に係る情報を提供するよう求めることができる。

２　主務大臣は、法第三十三条第三項の認定（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合に限る。）又は法第三十四条第一項の変更の認定（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合に限る。）を行ったときは、これらの認定に係る再商品化計画の申請書及び次条に規定する認定証の写しを指定法人に提供するものとする。

（再商品化計画の認定証）

第八条　主務大臣は、法第三十三条第三項の認定若しくは法第三十四条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定市町村の名称

二　認定の年月日及び認定番号
三　分別収集物の再商品化を実施しようとする期間
四　分別収集物の処分の用に供する施設の名称及び所在地
五　再商品化実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（プラスチック容器包装廃棄物に係る契約）

第九条　認定市町村及び再商品化実施者は、法第三十三条第三項の認定（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合に限る。）を受けたときは、認定再商品化計画に基づき分別収集物の再商品化を開始するまでに、指定法人との間で、当該認定再商品化計画に記載したプラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る契約を締結するものとする。

２　指定法人は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、主務大臣にその旨を通知するものとする。

３　前二項の規定は、法第三十四条第一項の変更の認定について準用する。

（認定再商品化計画の変更に係る認定の申請）

第十条　法第三十四条第一項の変更の認定を受けようとする認定市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　認定の年月日及び認定番号
二　変更の内容
三　変更の理由
四　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再商品化計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第十一条　法第三十四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条第二項第二号に規定する期間の変更であって、当該変更によって当該期間が短縮されるもの
二　法第三十三条第二項第六号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
　イ　氏名又は名称の変更
　ロ　分別収集物の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
三　法第三十三条第二項第七号に掲げる施設の変更
四　法第三十三条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（認定再商品化計画の軽微な変更の届出）

第十二条　法第三十四条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　認定の年月日及び認定番号
二　変更の内容
三　変更の理由
四　変更後の処理の開始予定年月日

（再商品化実施者の住所等の変更の届出）

第十三条　法第三十四条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　認定の年月日及び認定番号
二　変更の内容
三　変更の理由
四　変更の年月日

（再商品化の実施の状況に関する報告）

第十四条　認定市町村は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定再商品化計画に係る再商品化の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　認定市町村の名称

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に収集した分別収集物の種類ごとの重量

四　当該一年間に分別収集物の再商品化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法

五　当該一年間に分別収集物の再商品化により得られた物の種類ごとの品質

六　当該一年間に収集した分別収集物のうち再商品化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

（自主回収・再資源化事業計画に添付すべき書類）

第十五条　法第三十九条第一項の規定により自主回収・再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。第二十七条第二号において同じ。）

三　申請者（法第三十九条第二項第五号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号及び第十八条第一号において同じ。）が第十八条第一号イ及びロに適合することを証する書類

四　申請者が法第三十九条第三項第三号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五　使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設が第十八条第二号イ及びロに適合することを証する書類

六　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

七　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設が第十八条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類

八　自主回収・再資源化事業として使用済プラスチック使用製品の再使用（使用済プラスチック使用製品の全部又は一部を、プラスチック使用製品の全部又は一部として再度使用し、又は利用する者に有償又は無償で譲渡することをいう。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

（自主回収・再資源化事業計画の記載事項）

第十六条　法第三十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　自主回収・再資源化事業を行おうとする区域

二　自主回収・再資源化事業において再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みの使用済プラスチック使用製品の種類ごとの重量

三　使用済プラスチック使用製品の再資源化により得られた物の利用者及び利用方法

四　自主回収・再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　法第三十九条第二項第五号に規定する者がある場合にあっては、当該者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

（自主回収・再資源化事業の内容の基準）

第十七条　法第三十九条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　使用済プラスチック使用製品の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　収集した使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること。

三　自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

四　自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

五　自主回収・再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

三　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設に係る基準

イ　使用済プラスチック使用製品の再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入された使用済プラスチック使用製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（自主回収・再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第十八条　法第三十九条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　使用済プラスチック使用製品が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、使用済プラスチック使用製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設に係る基準

イ　使用済プラスチック使用製品の再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入された使用済プラスチック使用製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（認定自主回収・再資源化事業計画の認定証）

第十九条　主務大臣は、法第三十九条第三項の認定若しくは法第四十条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の名称及び所在地

四　認定自主回収・再資源化事業計画に法第三十九条第二項第五号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）

第二十条　認定自主回収・再資源化事業者（認定自主回収・再資源化事業計画に法第三十九条第二項第五号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者を含む。次項において同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬を行うときは、当該使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

２　認定自主回収・再資源化事業者は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。第三十二条第二項において同じ。）を備え付けるものとする。

一　前条に規定する認定証の写し

二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（認定自主回収・再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第二十一条　法第四十条第一項の変更の認定を受けようとする認定自主回収・再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定自主回収・再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第二十二条　法第四十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十九条第二項第五号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの

二　法第三十九条第二項第六号に掲げる施設の変更

三　法第三十九条第二項第七号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（認定自主回収・再資源化事業計画の軽微な変更の届出）

第二十三条　法第四十条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定自主回収・再資源化事業者の氏名等の変更の届出）

第二十四条　法第四十条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を

主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（認定自主回収・再資源化事業の廃止の届出）

第二十五条　認定自主回収・再資源化事業者は、認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（自主回収・再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第二十六条　認定自主回収・再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に収集した使用済プラスチック使用製品の種類及び種類ごとの重量

四　当該一年間に使用済プラスチック使用製品の再資源化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法

五　当該一年間に収集した使用済プラスチック使用製品のうち再資源化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

（再資源化事業計画に添付すべき書類）

第二十七条　法第四十八条第一項の規定により再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し

三　申請者（法第四十八条第二項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号及び第三十条第一号において同じ。）が第三十条第一号イ及びロに適合することを証する書類

四　申請者が法第四十八条第三項第三号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設が第三十条第二号イ及びロに適合することを証する書類

六　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同項の規定による許可（同法第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、同項の規定による許可）を受けていることを証する書類

七　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設が第三十条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類

八　再資源化事業としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再使用（プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部を、プラスチック使用製品の全部又は一部として再度使用し、又は利用する者に有償又は無償で譲渡することをいう。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

（再資源化事業計画の記載事項）

第二十八条　法第四十八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　再資源化事業を行おうとする区域

二　当該申請に係る再資源化事業において再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みのプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類ごとの重量

三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化により得られた物の利用者及び利用方法

四　再資源化事業において廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　申請者が法第四十八条第一項第二号に掲げる者である場合においては、同号の排出事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

六　法第四十八条第二項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

（再資源化事業の内容の基準）

第二十九条　法第四十八条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること。

三　再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

四　再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

五　再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

（再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第三十条　法第四十八条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　プラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、プラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設に係る基準

イ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同項の規定による許可（同法第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、同項の規定による許可）を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入されたプラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（認定再資源化事業計画の認定証）

第三十一条　主務大臣は、法第四十八条第三項の認定又は法第四十九条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設の名称及び所在地

四　認定再資源化事業計画に法第四十八条第一項第二号の排出事業者又は同条第二項第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（認定再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）

第三十二条　認定再資源化事業者（認定再資源化事業計画に法第四十八条第二項第五号及び第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者を含む。次項において同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行うときは、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

２　認定再資源化事業者は、運搬車又は運搬船を用いて認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

一　前条に規定する認定証の写し

二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（認定再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第三十三条　法第四十九条第一項の変更の認定を受けようとする認定再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第三十四条　法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第四十八条第二項第六号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの

二　法第四十八条第二項第七号に掲げる施設の変更

三　法第四十八条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（認定再資源化事業計画の軽微な変更の届出）

第三十五条　法第四十九条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再資源化事業者の氏名等の変更の届出）

第三十六条　法第四十九条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（認定再資源化事業の廃止の届出）

第三十七条　認定再資源化事業者は、認定再資源化事業計画に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第三十八条　認定再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定再資源化事業計画に係る再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び種類ごとの重量

四　当該一年間にプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法

五　当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等のうち再資源化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

（身分を示す証明書）

第三十九条　法第五十六条第四項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別記様式（第 39 条関係）　―省略―

---

⑦ ◇分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境省令第１号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　67～68 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130067f.html

○環境省令第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十二条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十条、第十一条第四号、第十四条及び第二十条の規定に基づき、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定める。

令和４年１月 19 日　　環境大臣　　山口　　壯

分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令

（分別収集物の基準）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第三号イにおいて「法」という。）第三十二条の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。

二　圧縮されていること。

三　次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。

イ　法第三十三条第二項第一号に規定するプラスチック容器包装廃棄物

ロ　プラスチック使用製品廃棄物（イに掲げるものを除く。）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

四　前号ロに掲げるもののうち、他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。第六号において「容器包装再商品化法」という。）第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうち、飲料、しょうゆその

他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったもの

ロ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったもの

ハ　一辺の長さが五十センチメートル以上のもの

五　第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ　リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ　点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

六　容器包装再商品化法第二条第六項の規定に基づき指定された施設において保管されているものであること。

（分別収集物の再商品化に必要な行為の再委託契約に含まれるべき事項）

第二条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一号ホの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　再委託契約の有効期間

二　指定法人が法第三十六条第三項に規定する行為を再委託しようとする者（次号及び第六号において「再受託者」という。）に支払う料金

三　分別収集物（法第三十二条の環境省令で定める基準に適合するものに限る。以下この条において同じ。）の運搬に係る再委託契約にあっては、再受託者が当該再委託契約に係る分別収集物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限

四　指定法人が有する再委託に係る分別収集物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ　当該分別収集物の性状及び荷姿に関する事項

ロ　当該分別収集物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ　その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

五　再委託契約の有効期間中に再委託に係る分別収集物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

六　再委託契約に係る業務終了時の再受託者の指定法人への報告に関する事項

七　再委託契約を解除した場合の処理されない再委託に係る分別収集物の取扱いに関する事項

（再委託契約書等の保存期間）

第三条　令第十条第二号、第十四条第三号及び第二十条第三号の環境省令で定める期間は、五年とする。

（分別収集物の再商品化に必要な行為の実施の状況の確認）

第四条　令第十一条第四号の規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の承諾に係る書面の記載事項）

第五条　令第十四条第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託に係る使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物であるものに限る。以下同じ。）の数量

二　委託を行う認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称、住所及び認定番号

三　承諾の年月日

四　法第四十一条第二項に規定する行為を委託しようとする者（以下「受託者」という。）の氏名又は名称及び住所

（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第六条　令第十四条第二号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約の有効期間
二　認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金
三　使用済プラスチック使用製品の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る使用済プラスチック使用製品の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限
四　認定自主回収・再資源化事業者の有する委託に係る使用済プラスチック使用製品の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ　当該使用済プラスチック使用製品の性状及び荷姿に関する事項
ロ　当該使用済プラスチック使用製品以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ハ　その他当該使用済プラスチック使用製品を取り扱う際に注意すべき事項
五　委託契約の有効期間中に委託に係る使用済プラスチック使用製品に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
六　委託契約に係る業務終了時の受託者の認定自主回収・再資源化事業者への報告に関する事項
七　委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る使用済プラスチック使用製品の取扱いに関する事項

（認定再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の承諾に係る書面の記載事項）

第七条　第五条の規定は、令第二十条第一号の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条第一号中「使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物であるものに限る。以下同じ。）」とあるのは「プラスチック使用製品産業廃棄物等」と、同条第二号中「認定自主回収・再資源化事業者」とあるのは「認定再資源化事業者」と、同条第四号中「法第四十一条第二項」とあるのは「法第五十一条第二項」と読み替えるものとする。

（認定再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第八条　第六条の規定は、令第二十条第二号ハの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第六条第二号、第四号及び第六号中「認定自主回収・再資源化事業者」とあるのは「認定再資源化事業者」と、同条第三号から第五号まで及び第七号中「使用済プラスチック使用製品」とあるのは「プラスチック使用製品産業廃棄物等」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

２　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）の項の次に次のように加える。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）	第十四条第二号及び第三号並びに第二十条第二号及び第三号

別表第二の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）の項の次に次のように加える。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）	第十四条第一号及び第二号並びに第二十条第一号及び第二号

---

⑧ ◇プラスチック使用製品設計指針（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　69～70 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130069f.html

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第七条第一項の規定に基づき、プラスチック使用製品設計指針を次のように定め、同法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

令和４年１月 19 日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

プラスチック使用製品設計指針

１　プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されており、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。

我が国では、３R＋Renewable を基本原則とし、「循環型社会形成推進基本法」（平成十二年法律第百十号）、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年五月三十一日策定）、「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和三年一月策定）、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（令和三年一月二十八日策定）等において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する基本的な考え方や方針等を示してきており、事業者、地方公共団体ＮＧＯ及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づくプラスチックに係る資源循環の促進等に関する取組が進められてきた。

このため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づくプラスチック使用製品設計指針（以下「本指針」という。）は、これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組を適切に反映したものとし、本指針により、プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組を更に加速させるとともに、種々の環境問題の同時解決を図っていくことを期待する。

また、プラスチックを使用している製品は多種多様であり、安全性（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）等の関連法令を遵守することはもとより、安全性の確保された材料を使用すること等、製品に求められる安全性を担保することをいう。）や機能性その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等が自ら合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定を行うことを基本とする。

加えて、これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促していくこととする。

なお、本指針は、こうした事業者による取組に加えて、国内外における技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

また、本指針における対象は、プラスチックを使用している製品全般であり、本指針における用語は法に準ずるものとする。

２　プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、３Ｒ十Ｒｅｎｅｗａｂｌｅの取組が不可欠である。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材への代

替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することやそれぞれの立場で相互に連携協力を図ることも垂要である。

そこで、プラスチック使用製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに剛及び閂に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することとする。その際、⑶⑷⑸⑹までに掲げる事項について留意することとする。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、自ら決定したプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組について、技術の進展等を踏まえ、見直しを行うことが重要である。

⑴　構造

①　減量化

プラスチック使用製品の減量化を図るため、材料・部品、さらには製品全体として、できるだけ使用する材料を少なくすること等について検討すること。

②　包装の簡素化

プラスチック使用製品の包装について、製品自体の保護や運搬・輸送時における効率化等を目的とすることが多い包装に関して、その目的の達成を維持しながら、過剰な包装を抑制することについて検討すること。

③　長期使用化・長寿命化

プラスチック使用製品が長期間使用されるために、強度、耐摩耗性、耐候性等の高い材料の使用や耐久性の高い部品の使用等により、製品全体の耐久性を高めること、製品を繰返し使用に耐えるものとすること、寿命の短い部品や消耗部品を使用する場合には、その部品を容易に交換できる構造とすること等について検討すること。

また、製品が壊れた場合、容易に修理することができるような設計について検討すること。

④　再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用を可能とするため、再使用が容易な部品を使用すること等について検討すること。

また、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、部品の再使用について検討すること。

⑤　単一素材化等

プラスチックの再生利用を促進するために、単一素材により又は使用する素材の種類等が少なく設計されたプラスチック使用製品は、複合素材で設計されたプラスチック使用製品に比べて、より多様な再資源化が実施しやすいこと等を踏まえ、設計に当たっては、製品全体又は部品ごとの単一素材化等の実施について検討すること。

⑥　分解・分別の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用又は再生利用の促進やプラスチック使用製品廃棄物の処理の容易化を図るため、部品ごとに容易に分解・分別できるような設計について検討すること。特に、収集・運搬や処理の段階で火災が発生するおそれがあることから、リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。

その際、当該部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるような設計について検討すること。

また、部品等の再生利用を容易にするためには、材料の種類ごとの分別が行われることが重要である。このため、部品等について、使用されている材料の種類の表示を行うことについて検討すること。

⑦　収集・運搬の容易化

プラスチック使用製品又は部品について、プラスチック使用製品が使用された後等には、可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造となるような設計について検討すること。

⑧　破砕・焼却の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等には、部品の再使用又は再生利用が可能な部品を分離できることが望ましいが、これに対応できない部品等の再使用又は再生利用が難しい部品等については、プラスチック使用製品廃棄物の減量化及び無害化又はプラスチック使用製品廃棄物からの熱回収等を目的として、破砕や焼却による処理が行われることを考慮し、破砕や焼却の容易化に配慮することについて検討すること。

⑵　材料

①　プラスチック以外の素材への代替

プラスチックの使用量を削減するため、プラスチック以外の素材への代替について検討すること。

②　再生利用が容易な材料の使用

プラスチック使用製品が使用された後等の再生利用を促進するため、再生利用が容易な材料を使用し、かつ、材料の種類を減らすこと等について検討すること。

また、再生利用をm害する添加剤等の使用を避けることについて検討すること。

③　再生プラスチックの利用

プラスチックの再生利用を促進するため、再生プラスチックの利用について検討すること。

なお、利用した再生プラスチックの含有率等を表示する場合には、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

④　バイオプラスチックの利用

「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、化石資源由来のプラスチックの使用量を削減するため、植物などの再生可能な有機資源を使用しているバイオマスプラスチックの利用について検討すること、また、やむを得ず自然環境中に流出することの多い製品については、生分解の機能が発揮される条件を考慮した上で、生分解性プラスチックの利用について検討すること。

なお､利用したバイオプラスチックの含有率等を表示する場合には､第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

⑤　単一素材化等

プラスチックの再生利用を促進するために、単一素材により又は使用する素材の種類等が少なく設計されたプラスチック使用製品は、複合素材で設計されたプラスチック使用製品に比べて、より多様な再資源化が実施しやすいこと等を踏まえ、設計に当たっては、製品全体又は部品ごとの単一素材化等の実施について検討すること。

⑥　分解・分別の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用又は再生利用の促進やプラスチック使用製品廃棄物の処理の容易化を図るため、部品ごとに容易に分解・分別できるような設計について検討すること。特に、収集・運搬や処理の段階で火災が発生するおそれがあることから、リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。

その際、当該部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるような設計について検討すること。

また、部品等の再生利用を容易にするためには、材料の種類ごとの分別が行われることが重要である。このため、部品等について、使用されている材料の種類の表示を行うことについて検討すること。

⑦　収集・運搬の容易化

プラスチック使用製品又は部品について、プラスチック使用製品が使用された後等には、可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造となるような設計について検討すること。

⑧　破砕・焼却の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等には、部品の再使用又は再生利用が可能な部品を分離できるこ

とが望ましいが、これに対応できない部品等の再使用又は再生利用が難しい部品等については、プラスチック使用製品廃棄物の減量化及び無害化又はプラスチック使用製品廃棄物からの熱回収等を目的として、破砕や焼却による処理が行われることを考慮し、破砕や焼却

⑶　製品のライフサイクル評価

プラスチック使用製品の設計に当たっては、製造時における環境影響を評価することはもとより、運搬・輸送、販売・提供、利用、廃棄、収集・処理等、製品のライフサイクル全体における環境影響の評価を行うことが重要である。

このため、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに剛及び個に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい。

こうした製品のライフサイクル評価については、国際標準化機構が定めた規格 IS014040（2006）又は日本産業規格 IS014040（2010）及び国際標準化機構が定めた規格 IS014044（2006）又は日本産業規格 IS014044（2010）を参考に実施することが望ましい。

⑷　情報発信及び体制の整備

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に、プラスチック使用製品を廃棄しようとする者、プラスチック使用製品の修理・部品交換を行おうとする者、プラスチック使用製品廃棄物を処理しようとする者等に必要とされる範囲で、次のような情報を記載することが望ましい。

①製品の構造
②部品の取り外し方法
③製品・部品の材質名
④部品の交換方法
⑤製品・部品の修理方法
⑥製品・部品の破砕・焼却方法
⑦製品・部品の収集・運搬方法
⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等

また、こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄しようとする者、プラスチック使用製品の修理・部品交換を行おうとする者、プラスチック使用製品廃棄物を処理しようとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造、部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することができるような体制整備を図ること、本指針に則した設計を実施するため必要な人員を確保することやプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望ましい。

⑸　関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と、材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望ましい。

⑹　製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたことを踏まえ、一層のプスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望ましい。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

３　設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができることとしている。

また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することとしている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「２　プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げるところにより、特に優れたプラスチック使用製品の設計について主務大臣が認定を行うこととする。

⑴　総合的な評価及び情報等の公表

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組として、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果　公表しているとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方等を公表していること。

⑵　基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。なお、本指針並びにプラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。

---

⑨ ◇プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（経済産業省・環境省告示第２号）

［官報］　令和４年１月 19 日　号外　第 13 号　75～79 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119g00013/20220119g000130075f.html

○経済産業省、環境省告示第２号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三条第一項の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を次のように定め、同法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

令和４年１月 19 日　　経済産業大臣　　萩生田光一

環境大臣　　山口　　壯

プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。これを受けて、政府としても、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年五月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年五月三十一日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、３R 十Ｒｅｎｅｗａｂｌｅを基本原則とするとともに、①二〇三〇年までにワンウェイプラスチックを累積二十五％排出抑制すること、②二〇二五年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③二〇三〇年までにプラスチック製容器包装の六割をリユース又はリサイクルすること、④二〇三五年までに使用済プラスチックを百％リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤二〇三〇年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥二〇三〇年までにバイオマスプラスチックを約二百万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要である。

この基本的な方針は、このような認識の下に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、３R 十Ｒｅｎｅｗａｂｌｅの原則にのっとり、回避可能なプラスチックの使用については、過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、必要不可欠な使用については、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収による孑孑ルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むものとする。

事業者は、①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することに努めるものとする。

消費者は、①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努めるものとする。

国は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及並びに教育活動及び広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

このように資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、二〇五〇年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシヤンービジョン」を実現するとともに、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進める。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等を通じて、国内のプラスチックをめぐる資源及び環境の課題を解決するとともに、我が国の有する資源循環に関する優れた技術や環境基盤を国際展開し、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献するとともに、国内での資源循環を促進することが重要である。併せて、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長や雇用の剔出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す。

「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーンの達成を目指し、法に基づき、各関係主体は自らの取組及びその効果を適切に把握するとともに、情報を公開し、国は、当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していく。

以上の基本的方向を踏まえ、二から八までのとおり、プラスチックに係る資源循環の促進等のだめの方策に関する事項を定める。

二　プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項

プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行

うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、３R 十Ｒｅｎｅｗａｂｌｅの取組が不可欠である。そのため、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する国、地方公共団体、事業者、消費者等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することや、それぞれの立場で相互に連携を図りつつ積極的に取組を行うことも重要である。

１　プラスチック使用製品製造事業者等の取組

プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品の設計に当たっては、各関係主体と相互に連携を図りつつ、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに⑴及び⑵に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等を決定した上で取組を実施するものとする。その際、⑶から⑹までに掲げる事項について留意するものとする。

⑴　構造（減量化、包装の簡素化、長期使用化・長寿命化、再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集・運搬の容易化、破砕・焼却の容易化）

⑵　材料（プラスチック以外の素材への代替、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用）

⑶　製品のライフサイクル評価

⑷　情報発信及び体制の整備

⑸　関係者との連携

⑹　製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

２　国の取組

国は、プラスチック使用製品設計指針を策定するとともに、プラスチック使用製品製造事業者等から設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。認定プラスチック使用製品の市場への普及を促進するためには、認定プラスチック使用製品に係る情報開示が重要であることから、国は、認定プラスチック使用製品の情報の公表等を通じて、消費者等に対して情報発信を行うものとする。

加えて、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮するものとする。国が率先して認定プラスチック使用製品を含む環境物品等の調達に取り組むことにより、需要の転換を促進する効果が期待される。

また、認定プラスチック使用製品のみならずプラスチック使用製品設計指針に即して設計されたプラスチック使用製品を広く普及するため、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラスチックの利用実態と今後の見通しを把握し、製品用途別の利用可能性に応じて、品質・コスト・安定供給可能性等の導入に際しての課題を解消するとともに、消費者に環境価値を訴求することを通じて、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラスチックの供給及び利用の双方を拡大するべく、予算事業等を通じて、技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援並びに普及啓発活動に取り組むものとする。

３　地方公共団体の取組

地方公共団体は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第十条第一項に定める方針を作成する場合には、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、十分に配慮するものとする。

４　事業者及び消費者の取組

プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するに当たっては、認定プラスチック使用製品の需要の拡大が重要であることに鑑み、事業者が事業活動において使用するプラスチック使用製品については、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めるものとする。消費者は、自らがプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施に重要な役割を担っていることを十分認識し、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めるものとする。

また、国内に流通するプラスチック使用製品の中には、輸入されたプラスチック使用製品が多数存在する。法においては、プラスチック使用製品を使用する事業者及び消費者に対して、①プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化、②使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めることを求めている。輸入されるプラスチック使用製品についても、法の趣旨に照らして、国内のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するための取組を進めるため、輸入・販売事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即して設計されたプラスチック使用製品を輸入・販売することが期待される。

三　プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に当たっては、消費者、国、地方公共団体及び事業者が、それぞれの立場で相互に連携を図りつつ積極的に取組を行うことが重要である。

１　消費者の取組

消費者は、薄肉化又は軽量化されたプラスチック使用製品を選択すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、可能な限りプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

２　国の取組

国は、自ら率先してプラスチック使用製品の使用の合理化の取組を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に取り組むものとする。また、プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に必要な方策等に関する調査研究や先進的取組の積極的な評価の実施、消費者に対する普及、啓発その他の施策を講ずるものとする。

また、特定プラスチック使用製品提供事業者による特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の実施状況の把握に努め、その結果に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して法に基づく指導、助言等を行うものとする。

３　地方公共団体の取組

地方公共団体は、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　事業者の取組

事業者は、事業活動に係るプラスチック使用製品について、薄肉化又は軽量化されたプラスチック使用製品を選択すること、工夫された手法で提供すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

５　特定プラスチック使用製品提供事業者の取組

イ　特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組

特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

⑴　特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。

⑵　商品の販売又は役務の提供に際しては、消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提

供すること、消費者が商品を購入し、又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、その提供する特定プラスチック使用製品の使用について消費者の意思を確認すること、その提供する特定プラスチック使用製品について繰返し使用を促すこと、薄肉化、軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること、適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること、繰返し使用が可能な製品を提供することその他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。

⑶　店頭においてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示することそ他の措置を講ずることにより、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するための情報を提供すること。

⑷　特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

⑸　特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、その提供する特定プラスチック使用製品に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮すること。

⑹　その事業において特定プラスチック使用製品を提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、当該把握した情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること。

⑺　特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効率的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、特定プラスチック使用製品提供事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

ロ　フランチャイズチェーンにおける取組

本部事業者は加盟者に特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を要請すること、加盟者は本部事業者が実施するプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための措置に協力すること等により、加盟者も含めた事業者全体での取組が促進されるよう努めるものとする。

６　各関係主体の連携協力による取組の促進

プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に当たっては、国、地方公共団体、事業者、消費者　関係団体等の全ての関係主体がそれぞれの立場で積極的に取組を行うとともに、相互に密接な連携協力の下で、プラスチック使用製品の使用の合理化の取組を家庭、学校、地域社会等に広げていくことにより、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の一層の促進を図るものとする。

四　分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項

法においては、①分別収集物の再商品化について容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）による既存の再商品化ルートを活用し、容器包装再商品化法に規定する指定法人に分別収集物の再商品化を委託することを可能とするとともに、②市町村が、分別収集物の再商品化を実施する計画を作成し、国の認定を受けた場合には、分別収集物に含まれるプラスチック容器包装廃棄物に対して容器包装再商品化法の規定を適用することとしている。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に当たっては、容器包装再商品化法に基づく分別基準適合物の再商品化に支障を来さないことに留意しつつ、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を最大限促進する必要がある。そのためには、消費者による適正な分別排出並びに市町村による分別収集のための施設及び体制の整備並びに質の高い再商品化により、再商品化の実施に要する費用を可能な限り抑制するとともに、再商品化により得られた物の質の向上と需要の拡大を図ることが重要である。プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に当たっては、地方公共団体、消費者、国及び事業者が、それぞれの立場で相互に連携を図りつつ積極的に取組を行うことが重要である。

１　地方公共団体の取組

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、リチウムイオン蓄電池その他の再商品化を著しく阻害する異物の混入を防止する措置を講ずるものとする。

都道府県は、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な技術的援助を与えるよう努めるものとする。

なお、分別収集物の再商品化に当たっては、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号）五１圓に規定する方策に準じて実施するものとする。

また、指定法人、指定法人から委託を受けた者及び再商品化実施者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法徐（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の廃棄物処理業者とみなされることから、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、必要に応じて同法に基づく命令等の適切な対応を行うものとする。

２　消費者の取組

消費者は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の適正な実施のため、市町村が分別の基準を定めたときは、当該基準に従いプラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出するものとする。

３　国の取組

国は、市町村の分別収集及び再商品化のための施設及び体制を整備するに当たっては、必要な資金の確保や情報の提供、技術的な支援等を講ずるよう努めるものとする。

具体的には、再商品化を阻害する異物の混入防止に向けて、広く消費者に適切な分別排出を促すため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努め、また、高い品位や経済性等を実現する革新的な再商品化に関する技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援に努めるものとする。

加えて、多様な回収ルートが確保されるよう、自主回収・再資源化事業計画の活用促進も含めた店頭回収や集団回収の促進並びに市町村による分別収集及び再商品化の効率化を推進するため、先進的な業務実施事例について広く情報提供を行うものとする。

４　事業者の取組

事業者は、分別収集及び再商品化がより容易なプラスチック使用製品の製造並びに再商品化により得られた物又はこれを使用した物の利用について検討するとともに、プラスチック使用製品について、消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めるものとする。

また、事業者による自主回収の取組については、多様な回収ルートの確保による再資源化の促進及び住民の意識向上への効果が見込まれることから、その促進を図ることが期待される。

五　プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項

プラスチックに係る資源循環の促進等に向けては、使用済プラスチック使用製品の性状や排出実態について情報を有するプラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者（以下［製造事業者等］という。）が、積極的に自主回収及び再資源化を実施し、消費者、地方公共団体及び国がそれぞれの立場で相互に連携を図りつつ積極的に取組を行うことが重要である。

１　事業者の取組

製造事業者等は、自ら製造若しくは販売又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供する使用済プラスチック使用製品について、各関係主体と相互に連携を図りつつ、積極的に自主回収・再資源化事業の実施に取り組むことが期待される。

認定自主回収・再資源化事業者は、継続的、安定的及び高度な再資源化を実施するとともに、安全性その他の事情も考慮した上で、責任をもって自主回収・再資源化事業に取り組むことが求められる。

２　消費者の取組

消費者は、使用済プラスチック使用製品を排出する際には、製造事業者等による自主回収ルートを活用す

ることが期待される。

３　地方公共団体の取組

市町村は、適切なルートでの回収の促進を図るため、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識を向上するべく、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行うものとする。

また、認定自主回収・再資源化事業者及び認定自主回収・再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理法の廃棄物処理業者とみなされることから、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、必要に応じて同法に基づく命令等の適切な対応を行うものとする。

４　国の取組

国は、認定自主回収・再資源化事業計画の実施状況を把握するとともに、使用済プラスチック使用製品からの資源の回収などの自主回収・再資源化事業に関する技術開発及び実用化に向けた取組並びに環境整備に向けた取組を支援するものとする。

また、廃棄物処理法の適正な運用が図られる範囲内において、自主回収・再資源化事業計画の認定に係る関係者の行政手続の効率化を検討するものとする。

六　排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の適正な処理に係る責任を有している。加えて、国内における一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するに当たっては、排出事業者が主導的な役割を担うことが必要である。そのため、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進し、国及び地方公共団体がそれぞれの立場で相互に連携を図りつつ積極的に取組を行うことが重要である。

１　排出事業者の取組

イ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための取組

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動において使用するプラスチック使用製品の安全性、機能性その他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化等を促進するものとする。

具体的には、次に掲げる取組を積極的に行うものとする。

⑴　プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制するとともに、排出するに当たっては再資源化等の促進に資するように適切に分別すること。

⑵　プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、再資源化を実施すること。

⑶　再資源化を実施することができない場合に、熱回収を行うことができるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと。

⑷　多量排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。

また、前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び当該目標の達成状況を適切に把握し、その記録を行うとともに、インターネットの利用その他の方法により情報の公表に努めること。

⑸　排出事業者（多量排出事業者を除く。）は、前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うとともに、インターネットの利用その他の方法により情報の公表に努めること。

⑹　従業員に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うこと。

⑺　プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと。

⑻　プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を効率的に行うため、国、地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

また、認定再資源化事業者は、継続的、安定的及び高度な再資源化を実施するとともに、安全性その他の事情も考慮した上で、責任をもって再資源化事業に取り組むものとする。

ロ　フランチャイズチェーン及び建設工事における取組

本部事業者は加盟者に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、加盟者は本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力することにより、加盟者も含めた事業者全体でプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

建設工事に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等においては、元請業者は下請負人に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、下請負人は元請業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力することにより、下請負人も含めた事業者全体でプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体の取組

国は、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握に努め、その結果に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対して法に基づく指導、助言等をするものとする。

また、認定再資源化事業計画の実施状況を把握するとともに、廃棄物処理法の適正な運用が図られる範囲内において、再資源化事業計画の認定に係る関係者の行政手続の効率化を検討するものとする。

都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十七条に規定する市は、排出事業者に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に向けた指導を徹底すること及び再資源化事業を実施できる者に係る情報を提供するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する積極的な普及啓発を行い、排出事業者に対して、積極的な取組の促進を働きかけるものとする。

国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等及び認定再資源化事業が円滑に推進されるよう、廃棄物処理法における役割分担を踏まえながら、地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

加えて、国及び地方公共団体は、自ら率先して、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施するものとする。また、再資源化を実施することができない場合に、熱回収を行うことができるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、可能な限り効率性の高い熱回収を行うものとする。

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自ら実施する循環型社会形成推進に係る施策においてプラスチック使用製品産業廃棄物等を位置付け、市町村の境を越えた広域的なリサイルグループの形成等を通じ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の更なる推進を図るものとする。

また、認定再資源化事業者及び認定再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理法の廃棄物処理業者とみなされることから、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条に規定する市は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、命令等の適切な対応を行うものとする。

加えて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を一層促進していくためには、再資源化等を行う設備の整備を促進し、我が国における再資源化等の実施可能量を向上させていくことが重要であることから、国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組を支援するものとする。

七　環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する

事項

プラスチックに係る資源循環の促進等のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての、プラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識について、広く国民への普及啓発を図るものとする。

具体的には、国及び地方公共団体は、環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、プラスチック使用製品の設計に係る優良な取組、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の状況、自主回収・再資源化事業の取組その他のプラスチックに係る資源循環の促進等の実施状況を、諸外国の取組状況も含めて情報発信することにより、消費者をはじめとする国民の理解を促すものとする。

また、事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即したプラスチック使用製品の設計の取組、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の取組等の状況について自社のホームページ、環境報告書若しくは統合報告書又は店頭での掲示等を通じて積極的に情報を発信するよう努めることにより、広く国民の理解を促すのみならず、取組の進捗状況を可能な限り定量的に検証することで、当該取組を持続的な企業価値の向上につなげていくことが期待される。

八　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

二から七までに掲げる方策のほか、プラスチックに係る資源循環の促進等のため、国は、次の取組を検討するものとする。

⑴　国内のプラスチックに係る資源循環の現状や各関係主体の取組状況等を国際社会に対して幅広く発信するとともに、普及啓発・環境教育を NGO 等とも連携して進めること等により、消費者のライフスタイルの変革を促すこと。

⑵　企業、地方公共団体、NGO 等の先進的な取組事例の剔出及び横展開を図るとともに、各企業及び業界による率先的な戦略、自主行動計画等の策定及びフォローアップを後押しすること。

⑶　プラスチックに係る資源循環に率先して取り組む企業が、ＥＳＧ金融に取り組む投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と国際競争力の強化につながるよう、共通基盤を整備することで、投資家等と企業との建設的な対話を支援するとともに、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブルーファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（令和三年一月経済産業省、環境省策定）やこれに基づく取組を情報発信し、国内外から投融資を呼び込むこと。

⑷　将来的な方向性や目指すべき基準をあらかじめ示すなど、予見可能性を持った形で政府による率先調達の水準の引上げを推進すること及び地方公共団体による率先調達の実施を促進することにより、環境負荷低減に資する製品の普及を後押しすること。

⑸　幅広いリサイクル・資源循環関連産業の高度化に向け、資源循環関連技術の開発、優れた技術の社会実装に向けたインフラの整備等を支援すること。

⑹　資源循環分野における行政手続の効率化及びワンストップ化等に向けたデジタル基盤の構築を進めること。

⑺　プラスチック使用製品に含まれる有害化学物質に関する影響について調査研究を進めること。

⑻　国内外から漂着する使用済プラスチック使用製品等への対策並びに途上国が行う使用済プラスチック使用製品等の削減、回収及び処理等に対して必要な助言及び支援を行うこと。

◇使い捨てプラスチック商品　削減対象決まる

＜テレ朝　2022 年 1 月 15 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000241541.html

プラスチックごみの削減を事業者などに求める法律の施行を前に、政府は削減対象となる 12 品目を決定しました。

プラスチックごみを減らすことなどを事業者に求める「プラスチック資源循環法」は、4 月 1 日に施行されます。

それを前に政府は、14 日の閣議で対象となるプラスチック製品 12 品目を決定しました。

コンビニなどで無料で渡される使い捨てのフォークやスプーン、ホテルなどにあるくしや歯ブラシ、クリーニング店のハンガーなどが対象です。

これらを年間５トン以上扱う事業者には製品提供の有料化、代替素材への切り替え、受け取りを辞退した客へのポイント付与など削減に向けた取り組みが義務化されます。

対象となるプラスチック製品：フォーク・スプーン・ナイフ・ストロー・マドラーくし・ヘアブラシ・歯ブラシ・かみそりシャワーキャップハンガー・衣類用カバー

********** 以上 **********